

## ●日本アニメーション学会賞 規定

### 1. 日本アニメーション学会賞の名称

日本アニメーション学会賞の正式名称は「日本アニメーション学会賞（以下本賞）」とし、西暦で実施年度を冠する。

### 2. 本賞の目的

① 日本アニメーション学会（以下本学会）会則第2章第5条（6）の事業として、アニメーションに関する研究を推進し、広くアニメーション分野における学術の振興に以下の形で寄与をすることを目的とする。

a. アニメーション研究とアニメーション分野の学術的活動に携わる研究者の評価。

b. アニメーション研究の活性化および次世代への研究活動の促進。

② 本賞は、上記2. ①の目的に準じて、奨励賞並びに特別賞（功労賞等）を設けることができる。

### 3. 本賞の対象

① 原則として日本アニメーション学会員（以下本学会員）の著作とする。

② 原則として選考が行われる年度を除く過去2年度の間には発表または公刊された研究論文または著作を対象とする（例：2025年度学会賞の場合は、選考が行われる2025年度を除き、2023年4月1日～2025年3月31日となる）。

③ 本賞には発表の形態と発表者の経歴によって、以下の2種類を設定する。

a. 学会賞：発表者の経歴を問わず、アニメーション研究とアニメーション分野の学術の振興に寄与する優れた業績（書籍や共著書内の論文も含む）。

b. 奨励賞：発表者によるアニメーション分野における最初の公的な研究業績（学位請求論文、共著書内の論文、書籍）であり、かつアニメーション研究とアニメーション分野の学術の振興に寄与する業績（なお、最初の業績だとしても、「a. 学会賞」の対象になることは妨げない）。

特別賞は、目的に応じて選考委員会が自由に定めることができる。「a. 学会賞」「b. 奨励賞」の対象とならない、より幅の広い学術的活動が含まれる。

対象の選定に際しては、当該研究の領域を集大成するもの、独創的なもの、新

しい分野や境界領域を開拓するようなものを含め、幅広く検討する。

④ 学会賞に関しては、単独または一連の研究論文・著作に限らず、広く当該研究の発展に寄与する優れた業績を対象とする。

その際、個人に限らず、研究グループや研究機関・団体・組織等を含め、幅広く検討する。

⑤ 学会賞、奨励賞、特別賞（功労賞等）ともに、本選考委員会が必要と認めた場合は本学会理事会の承認を得て、授賞の対象年度を3. ①項に関わらず拡げることができる。

#### 4. 審査の対象

① 本学会員が推薦または応募（自薦）した、本学会員の著作を原則とする。

② 日本アニメーション学会理事会（以下本理事会）が設置した日本アニメーション学会賞選考委員会（以下本選考委員会）が推薦したもの。

③ 本理事会指名の研究機関・団体・組織等が推薦したもの。

#### 5. 授賞の件数

① 原則として研究論文または著作1件以内、業績1件以内とする。

② 本選考委員会が必要と認めた場合は本理事会の承認を得て、若干数を追加することができる。

③ 2. ②項の特別賞については上記①項の件数に含めない。

#### 6. 授賞

① 本賞は研究論文または業績に対して授与されるが、受賞する者はその研究を行った者または業績を上げた者とする。

本選考委員会が必要と認めた場合は本理事会の承認を得て、複数名を受賞者とするすることができる。

② 授賞に際しては、学会賞は賞状と副賞を、奨励賞と特別賞は賞状を授与する。

#### 7. 日本アニメーション学会賞選考委員会

① 本賞選考委員会（以下本委員会）は、研究・教育委員会が推薦し、理事会が承認した会員若干名によって構成される。

② 本賞選考委員（以下本委員）は年度毎に改選される。再任する場合、連続して務めず、少なくとも1年は空けること。

③ 本委員の互選により委員長を選出する。

④ 委員長は本委員会を代表し、本委員会務を統括し、会議を招集し、議長を務める。

⑤ 本委員会は公平性・公正性に基づいて選考を行う。

⑥ 本委員会は本理事会の諮問により、当該年度の本賞候補者を選考期間内に  
選び、理事会に対して推薦する。

⑦ 本委員会の事務は本学会事務局が取り扱う。

## 8. 付則

① 本規定は **2025** 年 4 月 1 日より施行する。